

金融支援事業 (金融支援事業会計)

1. 実施方針

(1) 活動方針

① 意欲ある企業への支援

設備導入による技術向上、事業拡大を目指す積極的な企業を支援し、地場企業の雇用拡大と経済浮揚に貢献する。

但し、融資審査にあたっては、財務面・保全面に十分留意する。

② 債権管理の強化

徹底した取引先企業の巡回訪問を行い、企業の経営実態を把握し、未償還事故の未然防止に努めるとともに、未収債権の早期回収に取り組む。

③ 国の制度見直しへの対応

現在、国において既存の設備資金制度の平成26年度廃止と、新制度の創設が検討されており、その動向を見極めた対応を図る。

2. 実施計画

(1) 中小企業の設備導入支援の総合窓口としての役割

① 小規模企業の設備導入支援の総合窓口として、国助成の設備資金貸付事業、設備譲渡事業、設備リース事業による設備導入支援に努める。

② 各種金融機関との連携を強化して金融事情を把握し、企業に役立つ情報を提供する。

(2) 利用企業への事後支援

利用企業を定期的に訪問し、設備の利用状況、債権保全状況等を的確に把握するとともに、必要に応じて財団登録アドバイザー等の専門家派遣による指導を実施する。

(3) 債権管理

- ① 制度利用企業への定期訪問を継続することで、経営状況を的確に把握し、未償還事故の未然防止に努める。
特に、債権残高5百万円以上の企業18先について、重点に訪問する。
- ② 短期延滞先に関しては、発生直後における電話や迅速な訪問による督促を行い早期解消に努める。
また、企業の実態を把握し、長期延滞防止のため管理強化に努める。
- ③ 長期の延滞企業や連帯保証人等関係者に対し計画的に訪問督促するとともに、必要に応じて弁護士等と連携し、早期回収に努める。

(4) 国の制度見直しへの対応

国の設備資金制度の見直し状況を踏まえ、県とも協議しながら対応を検討する。